

東京都がんポータルサイト掲載要領

平成27年9月25日付27福保医政第1088号

(目的)

第1条 がんに関する情報の一元化と充実を図ることにより、都民が利用し易い情報提供体制を整備することを目的とし運営している「東京都がんポータルサイト」(以下「サイト」という)への「がん患者団体・がん患者支援団体情報」及び都内病院等の「イベントや行事、講演会情報」を掲載するに当たって、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は以下のとおりとする。

がん患者団体・・・がん患者やその家族等、何らかの共通する患者体験を持つ人たちが集まり、お互いの悩みや不安の共有や情報交換、交流など当事者間の視点で自主的に活動、運営している団体

がん患者支援団体・・・がん患者その家族等を支援することを目的として、がん患者やその家族以外の第三者(専門家含む。)が主体となって運営、活動している団体

(がん患者団体・がん患者支援団体情報の掲載要件)

第3条 以下の要件を全て満たす場合、情報の掲載を行う。

- (1) 本部や支部が東京都内にあり、都内(地域・場所)で活動していること。
- (2) 代表者、活動の目的及び運営方法が会則(定款、規約等含む。)で定められていること。
その中で団体の設立目的、入退会の方法、会費の有無等について規定され、明文化されていること。また、入退会等に関して、がん患者及びその家族等の意思が十分に尊重されていること。
- (3) 活動が1年以上継続しており、今後も活動を継続する見込みであること。
- (4) 政治的もしくは宗教的活動、法令に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。
- (5) 科学的根拠に基づかない特定の治療法を推奨、斡旋しないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。
- (6) 商品の販売や団体の活動において、医薬品や健康食品、サプリメント及び健康に関する物品の購入や商品の販売等、営利を目的としないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。

(7) 上記(1)から(6)までの要件を満たしても、以下のような団体は、掲載を行わない。

- ア 学会や臨床研究を活動目的とする団体
- イ がん検診の実施に限定して活動している団体
- ウ 募金活動のみ実施している団体
- エ 入会活動への参加が、特定の病院を受診した患者や特定の治療を受けた患者に限定する団体
- オ その他、第2条の定義に沿わない団体

(イベント、行事及び講演会等情報の掲載要件)

第4条 以下のいずれかの要件を満たす場合、イベントや行事、講演会等の情報の掲載を行う。

- (1) 東京都内のがん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院、東京都内の小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院が実施するイベントや行事、講演会等で、がん対策の推進や都民へのがんの普及啓発に寄与するものであること。
- (2) 東京都と共催するイベントや行事、講演会等でがん対策の推進や都民へのがんの普及啓発に寄与するものであること。
- (3) 東京都後援名義を使用承認されたイベントや行事、講演会等でがん対策の推進や都民へのがんの普及啓発に寄与するものであること。
- (4) 東京都内の区市町村で実施するイベントや行事、講演会等でがん対策の推進や都民へのがんの普及啓発に寄与するものであること。

(掲載依頼の手続き)

第5条 がん患者団体・がん患者支援団体情報及びイベント、行事及び講演会等の情報を掲載する場合は、東京都へ次のとおり掲載依頼を行うこと。

- (1) がん患者団体・がん患者支援団体支援団体情報の掲載依頼
別記様式1「東京都がんポータルサイトがん患者団体・がん患者支援団体情報掲載依頼書」へ必要な事項を記入の上、東京都へ提出すること。また、会則(定款、規約等含む。)についても、併せて提出すること。掲載依頼の際は、別途提示する電子メールアドレスへ、電子データで送信すること。
- (2) イベント、行事及び講演会等情報の掲載依頼
別記様式2「東京都がんポータルサイトイベント等情報掲載依頼書」へ必要事項を入力の上、電子データで、別途提示する電子メールアドレスへ送信すること。

(サイトへの情報の掲載)

第6条 サイト掲載後であっても以下のことが生じた場合、掲載情報をサイトより削除する。

- 第3条及び第4条に定める要件を満たさないことが判明した場合
- 公序良俗に反する場合
- 法令に反する場合
- 犯罪的行為を誘発する場合
- 第三者に損害又は不利益を与える場合
- 第三者を誹謗中傷している場合
- 記載された内容が虚偽と判明した場合

(掲載内容の変更)

第7条 掲載された情報について、内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都までその旨を報告すること。

(がん患者団体・がん患者支援団体情報掲載の更新手続)

第8条 がん患者団体・がん患者支援団体の情報を引き続き掲載希望する場合には、毎年度6月1日から末日までに、最新の情報を記載した別記様式1及び会則等を東京都まで提出すること。提出が無い場合は、掲載している情報の削除を行う場合がある。

(その他)

第9条 がん患者団体・がん患者支援団体についての情報提供を受けた者と代表者との交渉・契約などについては、当事者の責任において直接行うこととし、その交渉・契約によって損害等が生じた場合、東京都は一切責任を負わない。

(附則)

この要領は、平成27年 9月25日より施行する。